

担い手通信

第6号
平成21年
1月発行

大仙市集落営農・
法人化支援センター
大仙市太田町
横沢字堀ノ内46
Tel. 0187-88-1920



大仙市 農林商工部 部長
藤原 健二

謹んで新春のお慶びを申し上げます。
昨年は天候にも恵まれ、水稲をはじめとする多くの農産物が豊作でありましたが、原油高騰による燃料や肥料等の農業資材の値上がり、家畜市場における子牛価格の下落など、混乱の年でもありました。

また、食料品の偽装が続いたことにより、消費者の食べ物に対する安全安心の意識が高まり、国内農産物への需要が多くなっていること、小麦や飼料価格の高騰による米粉や飼料米等への新たな需要が出てきたことなど、国内農業が見直され始めてきていると感じております。

昨年、大仙市では新たな農業に挑戦し、地域のリーダーとして地域農業をけん引されておられる若い担い手の方々を表彰する「農業元気賞」を制定し、第一回目として三名の若手農業者を表彰して、市内外に広くアピールしたところであります。さて、認定農業者や農業法人、集落営農組織の組合員の皆様にお届けしている「担い手通信」は、水田経営所得安定対策の内容や、担い手の皆様への支援事業等をお伝えするために、平成二十年の一月より発行し、今年で二年目となりました。今後も農業経営の一助となりますように、大仙市集落営農・法人化支援センターの専門指導員が中心となり、皆様に農業情報をお伝えしてまいります。

本年も、職員一同、関係機関と一体となり地域農業の発展を目指し、取り組んでまいりますので、今後ともご理解とご協力をお願いいたします。皆様におかれましては幸多き年になりますようお祈り申し上げます、年頭のご挨拶とさせていただきます。



大仙市 集落営農・法人化支援センター 所長
藤澤 寿一

輝かしい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。
激動の二十年でありましたが、年の世相を表す漢字も「変」と、まさにあいにくな年でした。二十一年は五年、一歩一歩明るい方向へと進み世相の漢字もよき漢字となるよう望みたいものです。

さて昨年は早々「水田経営所得安定対策」見直し（品目横断的経営安定対策から）と「地域水田農業活性化緊急対策」等制定があり、「担い手通信」で紹介しましたが戸惑いもあつたことと思います。さらには、昨年十二月三日「農地改革プラン」の発表がありました。このプランでは、優良な農地の保全、有効利用を図る観点から現行の農地政策を抜本的に見直し「担い手などやる気のある人に農地が集積される仕組み」へ農地政策を再構築するとあります。集落営農法人化支援センターとしても、大仙市の農業が発展すべく全農家が制度に則り、効率的且つ安定した経営ができるよう情報を提供しつつ啓発に努め、組織づくりと法人化に向けた支援を強化し、農業に明るい兆しが見えるように、市、農協等一体となり推進してまいります。

現実の農業は厳しきで大変です。しかし最近、突然の解雇に戸惑いと不安の暗いニュースで社会的にも大変なことになっているのが現状です。その点農家は厳しながらも「家」と「食糧」については安心です。
人間の食糧を生産する農業は不滅です。
このことを力にして乗り切りよき二十一年となるよう共に手をとりあって！将来の農政に期待をかけて！安心して農業が営まれることを望み新年のご挨拶とさせていただきます。

※お問い合わせは大仙市各地域の農林振興課まで

ラインナップ

- 集落営農組織紹介……大曲地区「四ツ屋第一集落営農組合」
- シリーズ「法人化に向けて」
- 今後の担い手行事について

農業経営基盤強化準備金制度について

国から交付を受けた補助金（水田経営所得安定対策の各種交付金、産地づくり交付金等）は、農業の雑収入になります。この制度を利用することによって、交付を受けた補助金を必要経費にすることが出来ます。青色申告を実施している認定農業者の方で、今後農地や機械施設を購入する予定のある方、または昨年（平成二十年）に購入した方が対象となりますので、ご相談ください。

対象者：青色申告を実施している認定農業者（個人・法人）

要件：認定農業者の認定を受けるときに、市へ提出した農業経営改善計画が農地または機械施設を取得する予定となっていること。

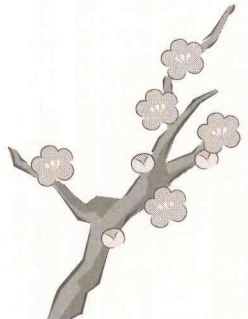
対象額：所得の金額（農産物販売額―農業経費等）と交付金収入額を比較し、どちらか少ない方が対象となります。（たとえば、農業所得が0円の場合は、対象となりません）

※制度を利用するには農林水産大臣へ申請し、証明を受けることが必要です。所得の確定申告書を税務署へ提出するとき、この証明書が必要となりますので、お早めにご相談下さい。

今後の行事予定

- 農業所得申告研修会・相談会
日時：平成21年1月23日（金）午後1時より
場所：大曲交流センター「第1研修室」
対象：認定農業者
内容：所得税の申告に向けた準備等について
- 農業簿記の基本とパソコン簿記講習会
日時：平成21年1月27日（火）午前10時から平成21年1月28日（水）午後4時まで
場所：大曲中央公民館「大研修室」
対象：認定農業者
内容：複式簿記の基本とパソコン簿記の実践
受講料：2千円（テキスト代）
- 大仙市農業講演会（仮名）
日時：平成21年2月中旬予定

※申し込みは大仙市各地域の農林振興課まで。なお、各行事とも詳細が決まり次第、対象者へ通知いたします。



集落営農組織紹介

「圃場整備事業を契機に

集落営農へ」



四ツ屋第一集落 営農組合
組合長 草薙 節雄

『四ツ屋第一』集落営農組合は、旧大曲市四ツ屋地区の南東部（大字高関上郷の東部）に位置し、旧仙北町・旧中仙町に隣接しています。西側を窪堰川が流れる、地形的にはほとんど高低差のない三集落（堅田・上谷地・半在家）で構成される地域です。

なお、昨年「半在家遺跡」が発掘調査され一、一〇〇年前前の平安時代に使用されていた水路や水田跡などが確認されています。

これまでの経過は、平成十七年度に採択された県営仙北西地区経営体（当初担い手）育成基盤整備事業から始まります。

この事業のソフト要件達成の為に、個人担い手十人に農地の集積を計画しました。ところが、採択間もない頃より「担い手」の方々から農地集積を任されても実際には「無理だ。」との相談が寄せられるようになりました。

元々この地域は、これまで認定農業者一名だけという、兼業農家が地域農業を支える、農機具等の共同利用組織もない、米以外の作物はほとんど作付けされていない、典型的な個別経営による水稲単作地帯でした。

そうした状況の中で、平成十九年度から品目横断的経営安定対策が始まることとなり、基盤整備事業と連動して「個人」から「地域の組織化」の実現に向けて各

集落で協議を重ねて来ました。

その結果、十八年十二月の全体会で、不安視する声もありましたが、①一集落がどうしても「20ha以上」の面積要件を満たせないこと。②組織毎に代表者や経理担当等の役員が必要なこと。③大豆等の農機具・施設等を導入した場合、ある程度の作業面積規模がないと経費の負担が大きくなり過ぎる事。

以上のことを考慮して、「三集落を一つの組織」とすることで了解を頂きました。

その決定を受けて、十九年二月に営農組合を設立し、44名71・9haの規模でスタートしました。二年目の二十年度は、飯米農家等が脱退して39名68・1haとなりました。

現在は、三年間の基盤整備の面工事（圃場整備）が二十年度で終わり、二十一年度からは本格的な複合化・共同化の手始めとなる転作田に大豆を栽培し、一貫作業が出来る農機具導入の計画準備を進めているところです。



資材注文(肥料・農薬)についての講習会



試験的に取り組んだ大豆(62a)中耕培土作業

今後は、水稲・複合部門確立と共同化、各種栽培技術の習得・向上による省力化・経費軽減・所得向上、リーダー・オペレーター・後継者等の育成、経営の安定・向上や法人化に向けての準備など、取り組むべき課題は山積みです。

しかし、必要な事は一つずつ「慌てず」しっかりと取り組み、組合で決定した事項や事業は『スピード感』を持って着実に進めることで、地域全体が今より少しでも多くの『幸せ』や『生きがい』を実感出来るように

シリーズ(Ⅳ) = 法人化に向けて =

“登記手続きについて”

することが組織運営の目標となります。最後に、多くの皆様からの多大なるお力添いに感謝しながら、今まで以上に行政やJA等の指導機関をはじめ、先進的に取り組まれている法人・集落営農組織の皆さんからの実践を踏まえたご指導・ご助言をよろしくお願い致します。

法人設立の一番特徴的なものとして「登記」手続きがあります。組織が人的権限を得るための手続きで、一般人では出生届に当たるものでしょうか。手続きが面倒な場合は、司法書士に依頼することも可能ですが、一通り覚えておきたいものです。

法人登記に必要なものとして、
一 発起人 農民三人以上が必要で、発起人を中心にして定款の草案、組織の形態、資本金の額、事業内容などを決めます。
二 定款 法人のルール、決まり事、覚えに当たるものでこれにより組織が運営されます。

- ① 法人の名称 ② 事務所の所在地
- ③ 事業 ④ 組合員の資格・加入・脱退 ⑤ 出資・資本金 ⑥ 役員 ⑦ 総会開催時期 ⑧ 事業年度 ⑨ 会計 ⑩ 剰余金の処分方法などが記載されます。

三 役員 農事組合法人は理事一人以上であり、発起人の就任が多いようです。役員選任書・理事就任承諾書が必要で、代表理事は印鑑証明書の添付も必要となります。監事の設置は任意です。

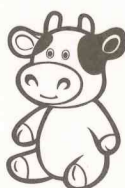
四 組織の印鑑 今後の法人運営に際し、頻繁に使用されます。代表者印・組合印・金融機関印・及び法人名のゴム印等が必要になりますので、法人の名称が決まりたい発注した方がよいかと思えます。

五 出資金 発起人は設立趣意書を作成し、賛同する組合員から、加入申込書・出資引受書の提出を受けます。その後払込をお願いし、

払込後は領収書の発行を行います。（払込の日から二週間以内での登記が必要です。）
以上でおおまかな一連の流れを説明しましたが、いよいよ法務局への申請です。

まず設立登記申請書を作成し、「定款」「出資引受書」「役員選任書」「理事就任承諾書」等の書類を添付して申請を行います。申請日は「大安」の佳き日に登記される方が多いようですが、申請日前に一度、法務局に足を運んで指導を受ける事をお奨め致します。

編集委員のつぶやき



この原稿作成でパソコンに向かってる今、TVでは円高と解雇のニュースがトツプで、すべての事柄がマイナス基調で報じられ、米は豊作になればなったで減反の強化につながるなど困ったものです。

秋田県農試で次長を務められた阿部健一郎氏（農学博士）は、先日自費出版された『集落農場から「集落営農」へ』のあとがきで、「今世界的な「食糧危機」や「地球環境破壊」が急速に進行しています。私たちはそれらの解消にどのような支援ができるでしょうか。秋田県農業は期待に反して衰退しつつあります。当面私たちが出来ることは「やる気のある元気な農家」を一戸でも多く秋田の農村に残すことだと思えます。「自主的複合経営」を創設し、それら経営を成立させるための、米・複合部門の価格や所得補償を実現させる運動を進めることではないでしょうか。この運動は農家や農業関係者だけでは達成できません。消費者、一般市民との連携が不可欠です。」と述べています。

集落営農の殆どは、二度目の決算の準備に忙しくなっている一方、年明けに法人を設立する動きも顕著になっています。

当支援センターの事務所がある農業振興情報センターでは、近く「冬期農業技術研修」が開講されます。基礎から実地（促成アスパラガス・寒締めホウレンソウ）まで、多彩なカリキュラムです。奮ってご参加を。（堀）